

飼い主のいない猫の不妊手術を助成します



- 補助金額上限／1匹につき5,000円
- 申請条件

南国市民であり、令和5年度に高知県の飼い主のいない猫不妊手術費の補助を受け、猫に不妊手術を受けさせていること

○期限／令和6年3月31日(日)

○申請に必要な物

- ・高知県の飼い主のいない猫不妊手術等実施決定通知書
 - ・不妊手術費用の領収書原本
- ※予算がなくなり次第終了します。申請方法など詳しくはお問い合わせください。

市内一斉清掃



6月は環境月間です。

市内の良好な生活環境を保全するために、一斉清掃を実施します。市民の皆さんの参加・協力をお願いします。

○日時／令和5年6月4日(日)

※開始時刻・集合場所などは地区で決めていますので、回覧などでご確認ください。

※午前9時30分までに地区で定められた集積場所へ分別しておいでください。

※小雨決行、順延なし。気象に関する注意報、警報発令などの場合は、市による回収を中止します。

○収集しない物

家庭のごみ、道路・空き地・庭の草木、水路・側溝などの泥

環境課からのお知らせ

6月のごみ収集日(第○・第○曜日)の参考

日	月	火	水	木	金	土
				1 (第1)	2 (第1)	3 (第1)
4	5 (第1)	6 (第1)	7 (第1)	8 (第2)	9 (第2)	10 (第2)
11	12 (第2)	13 (第2)	14 (第2)	15 (第3)	16 (第3)	17 (第3)
18	19 (第3)	20 (第3)	21 (第3)	22 (第4)	23 (第4)	24 (第4)
25	26 (第4)	27 (第4)	28 (第4)	29	30	

野外焼却は原則禁止



野焼きによる煙や悪臭の苦情が寄せられています。野焼きは、法律により原則禁止されています。なお、小規模なたき火やどんど焼き、農地管理のための枯草の焼却(風俗慣習や宗教上の行事、農業や漁業などを営むためにやむを得ないもの)などは一部除外されていますが、これらの場合でも、煙や悪臭で近隣の苦情の原因や火災の危険性があるような焼却は行わないようにしてください。やむを得ず焼却する場合でも、風向や時間帯を考慮し、短時間で焼却を終了し、生活環境に悪影響を及ぼさないようにしてください。

■問い合わせ／環境課 ☎088-880-6557

土地・家屋などを売却された方へ

地方部を中心に全国的に空き地・空き家・耕作放棄地などが増加しています。そこで、新たに空き地などを活用したい方への土地などの譲渡を促進するため、低未利用土地を個人が譲渡した場合に、所得税などが軽減される特例措置があります。

この特例措置を受けるために必要な「低未利用土地等確認書」を都市整備課で発行しています。詳しくはお問い合わせください。



低未利用土地とは、取引額の合計が市街化区域内で800万円以下、または市街化調整区域内で500万円以下で、一定の要件を満たす居住用・業務用などで利用されていない土地のことです。

■対象期間／令和2年7月1日から令和7年12月31日までの譲渡

(※)令和5年度の税制改正により、市街化区域内での取引額の上限が500万円から800万円に拡充されました(譲渡日が令和5年1月1日から令和7年12月31日までの取引に限る)。

■必要書類／売買契約書の写し、土地の登記事項証明書(全部事項証明書)など

■問い合わせ／都市整備課都市計画係 ☎088-880-6582

情報公開制度

令和4年度の行政情報公開制度および個人情報保護制度の利用状況をお知らせします。

行政情報公開請求の件数		処理状況		個人情報開示請求などの件数		内容別件数		処理状況	
	103件	公開	46件					開示	16件
内 訳		一部公開	30件	内 訳				一部開示	2件
市長部局	82件	非公開(不存在)	27件(26件)	市長部局	16件	開示請求	19件	不開示	1件
市長部局外	21件	却下	0件	市長部局外	3件			却下	0件
		取下げ	0件			訂正請求	0件	取下げ	0件
						利用停止請求	0件		
						苦情・相談	0件		

◎行政情報公開請求

一部公開は住所・氏名などの個人を特定する情報や、公開することで法人などの正当な利益を害する可能性があるもの(印影や口座情報など)を除いて公開しました。非公開のうち26件は該当する文書が存在しないもの(不作成や保存期間満了による廃棄)で、1件は法令などで公開しないことと定められているものでした。

審査請求は2件あり、1件は棄却、1件は審査請求の適用外であったことによる却下となっています。

◎個人情報開示請求

一部開示は本人以外の第三者に関する情報が含まれていたことによるもので、不開示は法令などで開示しないことと定められているものでした。

～請求に対する期限が変わりました～

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年度以降、個人情報の取扱いは法令などに基づいて行います。

このことに伴い、個人情報開示請求に対する開示、不開示などの決定の期限が「請求のあった日から15日以内」から「請求のあった日から30日以内」に変更されました。行政情報公開請求も同様に期限の変更がされましたので、請求をされる際はご注意ください。

■問い合わせ／総務課総務係 ☎088-880-6551

マイナンバーカードの休日交付のお知らせ

マイナンバーカード交付のお知らせが届いている方で、平日窓口に行けないなどの理由でお受け取りになっていない方は、ぜひご利用ください。

マイナンバーカードやマイナポイントの申請支援でのご利用も受け付けています。

■日 時／6月10日(土)・25日(日)
8:30~12:00

■場 所／南国市役所1階 市民課

■問い合わせ／市民課市民係
☎088-880-6574



※事前予約をお願いします。

◀予約サイト(24時間受付)
予約電話番号/088-863-2920
(平日日中のみ)



国保だより

特定健診のご案内 ~40歳から74歳までの国保加入者の方へ~



今年度は、市民課国保係(☎088-880-6555)から携帯電話のショートメッセージへ特定健診の受診勧奨通知を行っていますので、ご覧ください。

年に1回、約8,000円分の検査を無料で受けられますので、ご自身の健康チェックにご利用ください。

申し込み・問い合わせ

- ・集団健診／保健福祉センター ☎088-863-7373
- ・個別健診／各医療機関
- ・受診券の再発行／市民課国保係 ☎088-880-6555

